

## 野洲市子育てサロン事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長は、乳幼児（未就園児）の子育て中にある保護者を地域で支援するサロン活動を促進することを目的として、子育てサロン事業（以下「本事業」という。）を実施する自治会等に対し、その経費の一部を補助する。この要綱は、本事業補助金交付に必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 補助の対象者は、自治会または共同自治会（日常生活において密接な関係を有する複数の自治会の合同体をいう。）が認めたものとする。

### (補助金額等)

第3条 本事業の補助金額は、次の通りとする。

- (1) 補助金額は、1回あたり3,000円を基準とし、開催回数を乗じた金額とする。
- (2) 限度額（@3,000×開催数）とし限度額を超えない範囲で補助する。
- (3) 1サロンあたり12回分を上限とする。

### (交付申請手続き)

第4条 本事業の補助を受けようとする者は、本事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第2号）を添付し、市社協会長に提出するものとする。

### (交付決定)

第5条 市社協会長は、前条に定める事業補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び聞き取り調査等によりその内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (変更申請)

第6条 補助対象者が、前条の交付決定を受けた後において、補助対象事業等に変更が生じたときは、市社協会長の承認を得なければならない。

### (交付請求の提出)

第7条 本事業の交付決定を受けた者は、本事業補助金請求書（様式第4号）を市社協会長に提出しなければならない。

### (実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の交付決定にかかる年度の実績について、本事業実績報告書（様式第5号）に実施報告書（様式第6号）を添え、市社協会長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市社協会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

（1）虚偽の申請を行ったとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金交付の要件に違反したとき。

（4）サロンの実施回数が事業実施計画書（様式第2号）で申請した回数に満たない

とき。

（5）実施報告書（様式第6号）で報告した実績額が補助金交付決定額に満たないとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 令和7年度【子育てサロン補助金交付のながれ】



4月 要綱・申請書の配布

要綱・申請書（様式第1号）・計画書（様式第2号）配布

★様式は野洲市社協ホームページからもダウンロードできます。



令和7年度に子育てサロンを実施予定されている自治会



申請書提出受付（6月13日最終締め切り）

\*申請書（様式第1号）

\*実施計画書（様式第2号）をご提出下さい

★申請書を受け付け  
次第、順次交付決定  
手続きを行います



交付決定後、\* 交付決定通知書（様式第3号）

\* 請求書（様式第4号）

\* 実績報告書（様式第5号）

\* 実施報告書（様式第6号）を送付致します



【請求書（様式第4号）受付期間】	【補助金交付予定日】
5月20日まで	5月末日振込
6月20日まで	6月末日振込

※6月末日以降は、随時振込させていただきます。



事業終了後、\*実績報告書（様式第5号）

\*実施報告書（様式第6号）

\*ありがとうメッセージ                      をご提出ください

※ サロンの年間実施回数が、予定回数に満たない場合や不用額が生じた場合は、返金の手続きが必要になりますのでご相談下さい。



赤い羽根共同募金

【お問合せ先】 野洲市社会福祉協議会

電話：077-589-4683

E-mail：[tiiki@yasu-syakyo.or.jp](mailto:tiiki@yasu-syakyo.or.jp)

この事業は赤い羽根共同募金の配分金を受けて実施しております。